

圓牌と稱するもの)を帶ばしめるから、これ等の使者には鋪馬を與へよ、この牌を帶びず、軍情重事以外の公文を携行するものにはこれを與へてはならぬといふ上命のあつたことを知ることが出来る。然らばこの新圓牌と稱せられたものが如何なる事情によりて制定せられることになつたかといふと、これについては經世大典站赤六、仁宗の延祐二年二月二十七日の條を見れば明かである。即ち

是日中書省又奏。去年典瑞監爲ニ差レ使金字圓牌不_ザ敷。増_シ造五十面。當時曾奉_テ聖旨。追_シ究往前已發未_レ納之數。且謂_下今後非_レ軍情重事。不_レ得_レ差_レ使。未_レ幾典瑞取_テ勘初置圓牌。總_テ二百七十二面。自_ニ至元十五年以後。給_テ付諸人_ニ未_レ納。及_ニ值_ニ諸王失_レ列_一吉。要_一木_一兒叛亂等。賚_シ帶前去。或爲_ニ元_一魯_一思隱_シ占行使者有_レ之。難_ニ以窮究。以_レ此世祖皇帝不_レ用_ニ舊來牌面_一。規_メ置_ニ此項圓牌_一。及_ニ造_ニ小圖書_一。鈴_ニ印馬數_一。以爲_ニ記驗_一。今請依_ニ前旨_一。金字圓牌除_ニ軍情大事_一外。不_レ令_レ差_レ使。似_レ爲_ニ便益_一。奉_レ旨是也。宜_レ令_レ追_レ之。都省欽依。行_ニ移各處_一照會施行_{セシム}。

と見えてゐる。即ち前記至元十六年五月二十日の條に見える新圓牌といふものは、かゝる事情によつて、從來軍情重事の使臣の帶びた牌に代へて新たに作つたものであつて、その牌の性質は勿論從來のものとは異るところ無かつたのである。こゝに於てかこれより後は、この同一性質を有する牌を新圓牌或は單に圓牌、またはその金・銀字の相違によりて、各々金・銀字圓牌と稱したものに外ならぬ。

此の如く所謂圓牌は既に至元十五年以後その弊害に堪へないで、遅くとも既に十六年には制定せられて行はれたものである。然らばこの年以前に於てこれと同一の性質を有する圓牌といふものは何であるかといふと、現在の史